

II. 史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡の概要

1. 立地と周辺環境

武蔵国分寺跡は、国分寺市西元町一～四丁目を中心とする付近一帯に所在し、推定東山道武蔵路跡に接して東に僧寺跡、西に尼寺跡が存在する。

国分寺市域は関東平野の南西部に位置する武蔵野台地上に立地し、遺跡付近は多摩川の河岸段丘崖である国分寺崖線（ハケ）が東西に横断し、南側は標高約 65 m の立川段丘面、北側は同約 76 m の武蔵野段丘面と地形は区分されている。このうち、武蔵国分寺跡の伽藍中心部は立川段丘上に、寺域の北側一部分は武蔵野段丘上に位置している。

崖線下沿いは湧水が豊富で緑も多く、自然環境が良好な形で保全されている。特に、真姿の池は、昭和 60 年に青梅市の御岳溪流とともに環境庁の名水百選に選定された『お鷹の道・真姿の池湧水群』の一部で、さらに東京都の都市計画国分寺緑地に、池の周辺は国分寺崖線緑地保全地域にそれぞれ指定されている。また、周辺の雑木林は、下草の刈り払いが行われて管理が行き届いており、国分寺の雑木林景観がよく保存されていることから、東京を代表する湧泉として文化財的価値が評価され、平成 10 年 3 月 13 日には東京都指定名勝となっている。池の名の由来は、「嘉祥元 (848) 年、不治の病に苦しんだ玉造小町が、病氣平癒祈願のため国分寺を訪れて 21 日間参詣すると、一人の童子が現れ、小町をこの池に案内し、池の水で身を清めるようにとって姿を消したので、そのとおりにしたところ、たちどころに病は癒え、元の美しい姿に戻った。それから人々はこの池を真姿の池と呼ぶようになった。」という、現在の国分寺に伝わる『医王山縁起』の記載に基づくものである。伝承の真意は定かではないものの、真姿の池湧水群は、僧寺伽藍地（寺域）内の北東一角に位置することから、古代においても寺の経営を支える重要な水源となっていたものと想像される。

このような豊かな自然を背景として、国分寺崖線周辺には武蔵国分寺跡以外にも、旧石器・縄文時代の遺跡が数多く存在し、なかでも国指定重要文化財の勝坂式土器が出土した多喜窪遺跡は、縄文時代中期の集落遺跡として著名である。また、武蔵国分寺の南方約 2.7km 離れた同じ立川段丘面の南端部には、武蔵国総社の大国魂神社が鎮座し、その境内周辺は史跡武蔵国府跡に指定されている。

武蔵国分寺の選地にあたっては、国分寺建立の詔で、国華にふさわしい好所を選ぶことが命じられており、国府に近いことや交通の便の良いところ、あるいは南面する土地であること等の条件があるが、加えて、国分寺崖線下の湧水の存在も重要な要素と考えられる。

2. 武蔵国分寺と東山道武蔵路の概要

(1) 武蔵国分寺

武蔵国分寺は、天平 13(741) 年に聖武天皇により発布された国分寺建立詔で、鎮護国家を祈念して全国 60 余国に設置された国分寺の一つである。当時の文献史料からは、承和 2 (835) 年に伽藍を構成していた堂宇の一つ七重塔が雷火によって焼失し、その 10 年後に男衾郡の前大領壬生吉志福正が再建を願い出て許可されたことが『続日本後紀』に記されている以外には、国分寺の造営をめぐる具体的な過程は明らかではないが、近年の発掘調査成果では、出土瓦の様相から武蔵国分寺は天平宝字年間 (757 ~ 64) 頃の創建と考えられている。

一方、古代寺院としての武蔵国分寺の終焉については、発掘調査では 10 世紀前半頃には寺域区画溝の埋没後、区画の内側に竪穴住居が出現することから、徐々に衰退に向かっていった様子が伺えるが、『小右記』には治安 3 (1023) 年に国分寺修造の宣旨が下されたことが記されている。また、宗教法人国分寺所蔵の『医王山縁起』は、元弘 3 (1333) 年、新田義貞と鎌倉幕府軍との間で行われた分倍河原の合戦において国分寺が焼失し、建武 2 (1335) 年に義貞の寄進で薬師堂が再建されたことを伝えている。

その後も法燈は継承され、江戸時代になると幕府から与えられた寺領によって復興の足掛かりができ、享保・宝暦年間に至って、仏殿・薬師堂・仁王門等が建立されて寺観が整い、現在に至っている。なお、現在の国分寺は新義真言宗豊山派に属する。

(2) 東山道武蔵路

645 年に起こった大化改新(乙巳の変)を契機に、大和地方を中心に形成された律令国家は、それまでの国造による地方支配に替わる新たな行政区画として五畿七道を制定し、全国各地に国司を派遣した。七道は行政区であると同時に畿内と地方とを結ぶ官道でもあり、武蔵国は当初、東山道諸国に配属された。ただし、武蔵国は畿内から近江・美濃・信濃・上野などを経て、出羽・陸奥に至る東山道の本道からは南へ大きく外れる位置にあるため、上野国新田駅付近で本道から分岐し、武蔵国府に至る往還路が整備された。『続日本紀』宝亀 2 (771) 年巳卯条に「上野国邑楽郡より五箇駅を経、武蔵国に至る」と記されたこの道路は東山道武蔵路に比定されているが、それは現在の呼称であって、道路が機能していた当時どのような名称であったかは不明である。

さて、東山道武蔵路も、当時の文献史料上からは造道過程や時期等の詳細を追究することはできないが、埼玉県所沢市に所在する東の上遺跡で道路側溝の底面から 7 世紀後半頃の遺物が出土することから、その頃には道路が造られたものと考えられている。なお、『続日本紀』の記載によると、宝亀 2 (771) 年に武蔵国は東山道から東海道諸国へ所属替えとなるため、武蔵路は東山道としての役割を終えるが、『続日本後紀』天長 10(833) 年に悲田処が設置された記事などから、その後も武蔵国内を南北に縦貫する主要交通路として使用されていた。しかし、律令国家の衰退とともに道路の維持管理が困難になり、都と地方を結ぶ官道としては機能しなくなったが、中世においては、ほぼこの東山道武蔵路の路線は、上州から相州へと通じる鎌倉街道上ツ道に踏襲されている。

3. 調査・研究の歴史

(1) 武蔵国分寺跡

a. 礎石分布調査(発掘調査以前)

武蔵国分寺の遺跡としての関心は、古くは江戸時代にまで遡る。江戸時代の後期には、科学的な探究心の高まりによって、江戸近郊の名所・旧跡を探訪することが流行したが、武蔵国分寺跡にも数多くの文人・好事家が訪れた様子や、彼らの関心対象が遺跡にとどまらず、文字瓦や古瓦を再利用した硯などの珍品にあったことが、文化6(1809)年の太田南畝『調布日記』、文化12(1815)年の斎藤鶴磯『武蔵野話』、天保7(1817)年の斎藤月岑『江戸名所図会』などによって記されている。

その後、明治以降になると、遺跡の詳細調査が行われるようになった。まず、明治36年には、重田定一(東京帝室歴史博物館歴史課長)・柴田常恵(後の内務省史蹟調査考査員)によって礎石の分布状況が初めて調査された。続いて大正8年には、史蹟名勝天然紀念物保存法が制定され、翌年、内務省と東京府により史蹟指定区域を定めるための実踏調査(礎石・古瓦の分布、土壇の残存状況など)が行われた(p.71 巻末資料6参照)。この時、重田らの考察した崖線下の平地に広がる僧寺伽藍に加えて、崖線上の薬師堂付近、西方の小字黒鐘の畑中にも安定した礎石分布が発見され、これらを加えた区域が国分寺の規模とされた。

これらの調査を踏まえて、大正11年10月12日に武蔵国分寺が国史跡に指定されることとなったが、史跡保存の主旨を徹底するために、東京府では稲村坦元(府嘱託)・後藤守一(府史蹟調査嘱託)が史跡指定の翌年に、『東京府史蹟勝地調査報告書』第一冊で「武蔵国分寺址の調査」(p.74 巻末資料7参照)を著し、実踏調査結果を公表した。

その中で武蔵国分寺は、礎石・古瓦の分布状況から次の四つに区分して捉えられている。すなわち、第一区画は心礎と10個の礎石の存在から「大塔」(現七重塔)地区、第二区画は「金堂」及び「大門」(南大門)地区で、「金堂」地区の詳細図には、金堂・講堂・僧房(現西僧坊)・(現経蔵)の各建物の想定範囲が示されている。また、第三区画は現仁王門付近から階段を上がった崖上にある礎石群から「北院」(現北方建物付近)、第四区画は「西院」で、この地から1253年(建長五)の銘文のある鉄造阿弥陀如来坐像(国指定重要文化財、府中市善明寺所蔵)が掘り出されたことから、尼寺跡の候補地とされた。なお、その南方平坦地にも鐘撞堂と呼ばれる、礎石1個と古瓦が集中する範囲が示されている。

b. 僧寺の発掘調査

これらの調査は、現況地表面観察に基づくものであったため、成果の内容もおのずと限界があったが、昭和31年には、武蔵国分寺における初めての本格的な発掘調査が、石田茂作(東京国立博物館学芸部長)を委員長に、蔵田蔵・藤田国雄・増田精一・内藤政恒・滝口宏らを委員とする日本考古学協会の仏教遺跡調査特別委員会によって行われた。これは飛鳥・白鳳・奈良時代の寺址調査の一環として行われたもので、僧寺の金堂跡・講堂跡を対象に実施された。以後、発掘調査は、昭和33年の日本考古学協会による僧寺中門跡の調査、昭和39年～44年の滝口宏らによる僧寺鐘楼・中門・塔、尼寺推定金堂・尼坊、僧寺伽藍地区画溝な

どの調査、昭和48年の武蔵国分寺跡調査会による僧・尼寺中間地域の調査などと、断続的に行われてきた。

その後、昭和48年、市立第4中学校建設問題*を契機に、曲折を経て広域学術調査を実施する市常設の武蔵国分寺遺跡調査会が組織され、昭和49年から昭和61年までの12年間で、僧尼寺の寺域範囲が確認された。この調査は昭和49年に定められた、次の「武蔵国分寺保存の基本方針」に基づいて行われた。

- 中心建物のみでなく、付属雑舎群や周辺集落を含め、広域学術調査によって武蔵国分寺跡を解明し、保存計画策定のための基礎資料とする。
- 発掘調査の成果を遺跡保存のための整備に結びつける。
- 遺跡の整備（史跡公園化）を推進し、かつ出土品の収蔵・展示・公開のための資料館を建設する。

昭和61年度からは、国分寺市遺跡調査会によって、昭和49年の基本方針を念頭に置きつつ、史跡保存整備工事のデータ収集のための発掘調査（事前遺構確認調査）を継続している。

また、平成15年度から僧寺跡の整備に先行する事前遺構確認調査を実施し、現在も継続中である。

*市立第4中学校建設問題

僧寺の南にある市立第4中学校付近は、当時まだ雑木林や畑だった。僧寺に近いこともあり、遺構が残っている可能性が高かったが、昭和48年に中学校の建設が開始された。これに対し、大きな保存運動がおこり、文化財の保護という考えが広まるようになった。建設前の短い期間ではあったが、発掘調査が行われ、武蔵国分寺に関連する掘立柱建物跡や竪穴住居跡が発見された。これらの中には、鍛冶工房跡も存在したことから、付近一帯が寺を営繕する施設（修理院）と考えられた。

c. 尼寺の発掘調査

尼寺跡は、前述のとおり、『東京府史蹟勝地調査報告書』第一冊において、「西院」と表記された一角に相当するが、昭和39年に史跡地に無断宅地分譲が行われたことを契機として、その直後、昭和39～44年に国分寺町教育委員会が調査団を編成し、初めて発掘調査が実施された。

この時の調査によって、それまで尼寺の有力な候補地であった崖上の地ではなく、鐘撞堂とされた南方平坦地で金堂と尼坊が検出され、中心伽藍の所在が判明した。

その後、平成4～7年度には、史跡整備に先行する事前遺構確認調査が行われ、崖上の地には、中世の寺院跡（伝祥応寺）および塚（旧土塔）が存在することが明らかとなった。

(2) 東山道武蔵路跡

昭和 50 年代から、国分寺市や府中市において、南北に一直線上に結ばれる 2 条の平行した溝の存在が注目され始め、国分寺市では SF 1 道路跡と呼称して調査を継続してきた。その後、全国的に古代道路についての認識が深まり、また SF 1 道路跡の延長線上にあたる各地においても構造の類似した溝跡の検出が相次ぐ中で、本道路跡が北関東地方と武蔵国府を結んだ武蔵国を南北に縦断する東山道武蔵路であるという見解が定着していった。

このような中で、市内西国分寺地区(泉町 2 丁目)では、国鉄中央鉄道学園跡地において「住宅市街地整備総合支援事業」及び「土地区画整理事業」による開発が計画された。その開発予定地内は、国分寺市 No. 19 遺跡として登録された埋蔵文化財包蔵地内であったため、開発に先立ち遺跡の発掘調査が行われた。調査は、事業主体によって 2 つの調査組織が地区を分割して行い、国分寺市開発二部、東京都住宅局、東京都住宅供給公社、住宅・都市整備公団の委託を受けた西国分寺地区遺跡調査会が、平成 5 年 11 月 5 日から平成 8 年 3 月 31 日まで、東京都多摩都市整備本部武蔵野事務所(後の北多摩整備事務所・東京都建設局多摩ニュータウン整備事務所)の委託を受けた(財)東京都教育文化財団東京都埋蔵文化財センターが、平成 7 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで、それぞれ実施した。広域に及ぶ調査の結果、両地区で総延長約 340 m を測る東山道武蔵路遺構が一直線に検出され、その歴史的文化遺産としての価値が叫ばれ、保存の必要性が高まったことを受けて、事業者の協力のもと、平成 10 年 3 月、『東山道遺構の保存・活用整備計画策定調査報告書』を策定し、保存されるに至った。

またこの間、西恋ヶ窪 1 丁目 8 番地内に所在する姿見の池周辺地域では、『緑地復元整備計画』が策定され、その対象地が東山道武蔵路の通過する位置に該当することから、急遽、試掘調査を行うこととなった。調査では、試掘坑を 3 箇所設定し、その内の 1 箇所から道路遺構と考えられる硬質な土層が、野川により形成された旧河床上面の砂礫層で検出された。そこで、道路遺構の東西両側溝の通過想定位置(幅約 12 m)を含む形で、南側に 457 次調査トレンチ、北側に 458 次調査トレンチを設定し、平成 9 年 11 月 10 日から平成 10 年 1 月 19 日まで発掘調査を実施したところ、古代から近世の遺構、遺物が発見されたため、周辺一帯を埋蔵文化財包蔵地として指定した。

この 2 箇所での東山道武蔵路の発見は、西国分寺地区のもつ歴史的特性や都市環境との調和を図りつつ、歴史学習の場として、また市街地整備における貴重な空間として整備し活用されることとなった。そして、南端の都道(多喜窪通り)から、JR 中央線を越えた姿見の池まで延長約 500 m の範囲が、平成 13 年 3 月 5 日、東京都史跡に指定され、このうち、西国分寺住宅東側の幅 15 m、長さ約 400 m の範囲を都市計画法上の公開空地(史跡保存空地)として、道路幅と側溝を路面に表示し、さらに都地区画整理事業で市に帰属した中央線寄りの約 998㎡を国分寺市立歴史公園として位置づけた。

その後、平成 17 年には、西元町 2 丁目内に所在する旧市立第四小学校が売却される計画が浮上し、当該地も東山道武蔵路の通過箇所にあたることから、土地利用計画の検討を行うべく、平成 18 年 10 月 20 日～11 月 24 日に確認調査を実施した。この結果を受けて、翌 19 年に国分寺市教育委員会は『第四小学校周辺地区地区計画』を告示し、東山道武蔵路・史跡空地 1～3 を地区施設として定め、土地利用事業者の公募・決定を経て、地区施設以外

の事業用地については記録保存の発掘調査を行うこととした。調査終了後、建設工事は進められたが、道路遺構部分については、平成 22 年 2 月 25 日に、『旧第四小学校跡地に所在する古代東山道遺構の保存・活用整備計画』のに基づき、翌 22 年度に整備工事を実施した。なお、平成 22 年 8 月 5 日には、国指定史跡武蔵国分寺跡に附として東山道武蔵路が追加指定され、史跡名称が「国指定史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡」となった。さらに、翌 23 年 4 月 1 日には、先に開園している泉町地区と合わせて、国分寺市立歴史公園史跡東山道武蔵路(武蔵国分寺跡北方地区)として開園した。

(3) 参道口

武蔵国分寺に関わる遺跡の大半は国分寺市域に含まれるが、遺跡の西・南側は府中市域側にも展開している。当該府中市域側の範囲は「武蔵国分寺関連遺跡」の名称で埋蔵文化財包蔵地として周知され、各種開発に伴い事前の発掘調査が行われている。

こうしたなか、府中市栄町 3 丁目 17 番地に所在する「都営府中栄町三丁目第 2 団地地区」では、都営住宅建て替え事業の計画が上がり、東京都住宅局・東京都南部住宅建設事務所の全面的な協力のもとに、平成 11 年 2 月 18 日から平成 12 年 6 月 23 日にかけて府中市遺跡調査会が発掘調査を実施した。

調査範囲は、僧寺中軸線上で金堂跡より南へ 478 m にあたり、発掘調査で中心伽藍方面と東山道武蔵路方面に分岐する道路状遺構と、僧寺に続く道路の両脇に門柱状遺構が発見された(p.16 参照)。発掘調査対象地のうち、この道路・門柱部分については、僧寺寺域の南限を区切る施設として極めて学術上貴重であることから、保存の対象となり、平成 17 年 3 月に国指定史跡として追加指定された。

4. 遺跡の構成

(1) 規模と構造

これまでの調査で明らかになった武蔵国分寺の構造は、僧尼寺を含む南辺の南北中軸線上の僧寺金堂に設計の中心を置き、中央部を占める僧寺が寺院地・伽藍地(寺域)・中枢部の三重に、南西隅を占める尼寺が伽藍地(寺域)・中枢部の二重にそれぞれ区画されている。

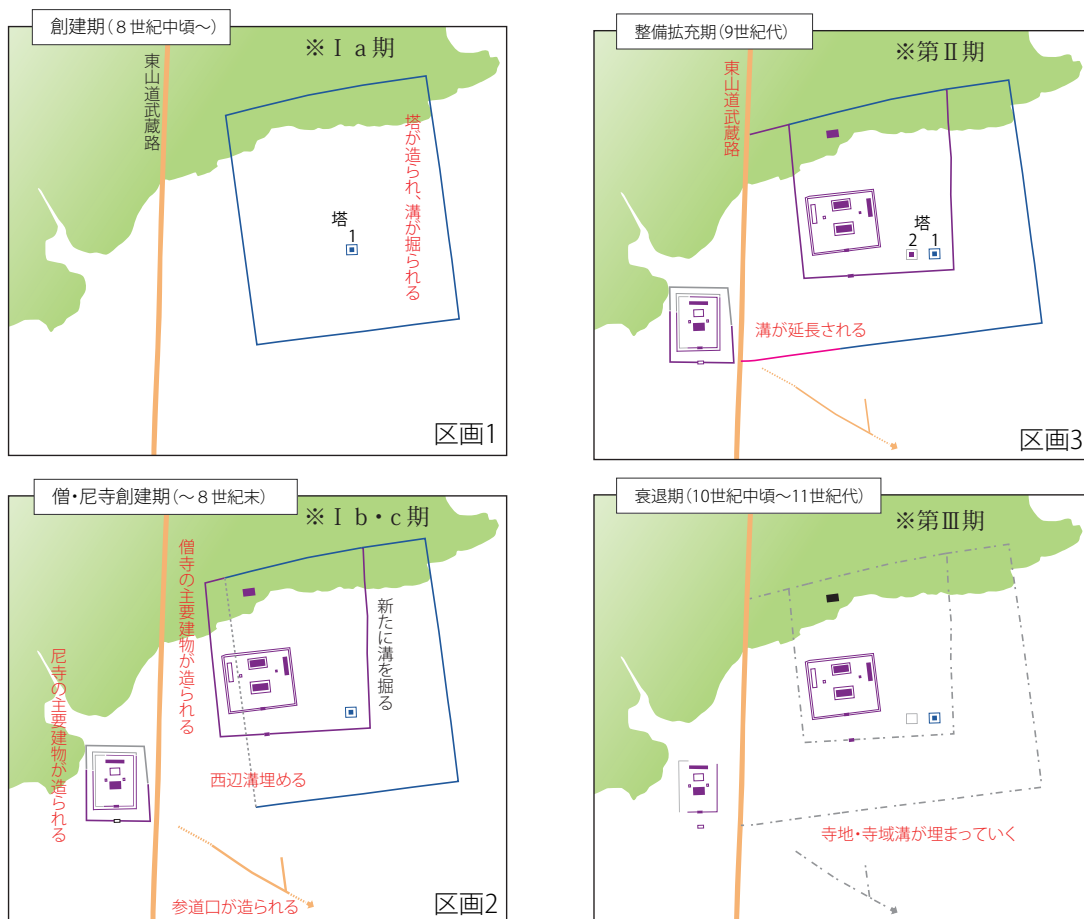
また、これらの周辺に集落が分布する寺地の範囲を含めると、東西 1.5km, 南北 1.0km の規模に及ぶ。

僧尼寺の中枢部を除く区域には、多数の掘立柱建物や竪穴住居の分布が確認されているが、それらの大半は寺の管理運営機関である「院・所」を構成する遺構群であり、政所院・太衆院、苑院・花園院、東院、修理院、中院等の付属諸院等の存在が考えられる。これらは遺構及び出土遺物の検討によって、大きく三期の変遷をたどったことが想定される。

創建期(第Ⅰ期)は8世紀中～後半代にあたり、天平 13(741)年の国分寺創建詔発布直後に塔周辺を中心とする伽藍地で造営に着手したⅠa期、天平 19(747)年の郡司層の協力要請を受けての造寺計画の変更と造営が終了するⅠb期(天平宝字 2(758)年以前)、以降のⅠc期に小区分される。Ⅰb・Ⅰc期は僧尼寺の金堂・講堂の創建段階に相当する。

整備拡充期(第Ⅱ期)は、承和 12(845)年の塔再建と僧尼寺の大改修等が行われた9世紀中～後半代にあたる。

衰退期(第Ⅲ期)は、寺院地及び伽藍地区画溝の埋没を契機として竪穴住居が伽藍地内に出現し、国分寺の存在意義が失われてくる10～11世紀代にあたる。

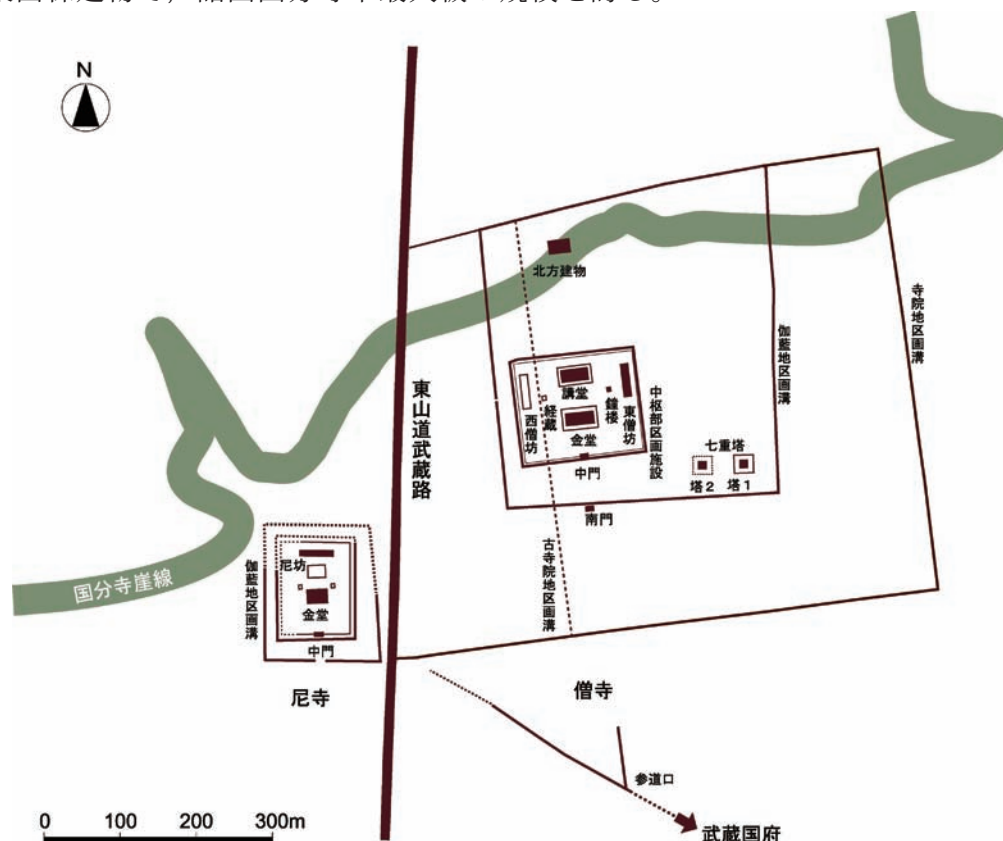


(2) 僧寺伽藍

僧寺の主要伽藍が考古学的に解明された経緯は、昭和31・33年の日本考古学協会仏教遺跡調査特別委員会(石田茂作委員長)による発掘調査で、金堂基壇の規模や講堂西側の継ぎ足し基壇の存在を明らかにしたのを嚆矢とする。その後、尼寺跡の無許可宅地造成を契機として、市教育委員会による昭和39～44年までの断続的な調査が行われ、中門・北方建物の規模や七重塔の再建、伽藍地(寺域)区画施設等が判明し、続いて昭和49年以降には寺域確認調査を柱として市に常駐調査組織(現国分寺市遺跡調査会)が設置され、中枢部区画施設の規模や伽藍地(寺域)区画の変遷等を解明すべく、市内の各所で調査が行われた。これらの調査によって、僧寺伽藍地(寺域)は幅2.1～3.0m、深さ0.8～1.5mの素掘り溝で区画され、その規模は北辺384.1m、東辺428.3m、南辺356.3m、西辺365.4mを測ることが判明した。

また、伽藍配置は、南辺の西寄り3分の1等分線の中軸線として、伽藍地区画に設けた南門、中枢部区画に設けた中門、中枢部区画内南側の金堂、その背後の講堂、中枢部区画外の北方建物が一直線に並び、金堂・講堂の両側には鐘楼・経蔵(未確認)と東西僧坊が配される。中枢部を区画する施設は掘立柱塀(柱間2.4m)と素掘り溝で構成され、中門より両翼に延びて北へ折れ、東西僧坊を取り込み、講堂の背後で閉じる。回廊を有さず、僧坊等までを圍繞する特異な構成をとるのは、後述する尼寺も同様である。なお、中枢部区画の規模は東西約156m、南北約132mを測る。塔は中枢部区画の外に位置し、金堂の中心より直線距離で約220m離れた伽藍地(寺域)区画の南東隅に存在する。

以上の伽藍を構成する主要の建物は、瓦葺き礎石建物で、金堂・講堂・鐘楼と塔は基壇を有することが判明している。このうち、金堂は間口7間(約36.1m)、奥行4間(約16.6m)の東西棟建物で、諸国国分寺中最大級の規模を誇る。



(3) 尼寺伽藍

昭和 39 年に、史跡指定区域内で無許可の宅地造成が行われたことを契機として、市教育委員会によって昭和 39～44 年まで、断続的な調査が行われた。尼寺の伽藍については、それまで北方崖線上等に広がる礎石・古瓦の散布地か、崖線下の礎石・古瓦散布地のいずれかが候補地であったが確証は無く、不詳であった。発掘調査の結果、金堂と尼坊が南北に並んで確認され、崖線下の地に尼寺伽藍が存在することが明らかになった。その後、平成 4～7 年には史跡整備に伴う事前遺構確認調査が行われ、金堂・尼坊の規模や中枢部区画、中門、東門等の存在が判明した。

それらの調査によると、尼寺伽藍地(寺域)は、幅 2.1～3.0 m、深さ 1.5 m の素掘り溝で区画され、北辺は中近世の削平により残存していなかった。伽藍地南東隅および南西隅は調査で確認されていないが、概ね東西約 150 m、南北推定 160 m 以上の規模を有する。

伽藍配置は、東西の二等分線の中軸線とし、伽藍地(寺域)区画に設けた南門(未確認)、中枢部区画に設けた中門、中枢部区画内南側の金堂、その背後の講堂(未確認)、尼坊が一直線に並ぶプランであったと考えられる。

中枢部を区画する施設は掘立柱塀(柱間 2.4 m)と素掘り溝で構成される。中門より両翼に延びて、北へ折れ、尼坊の背後で閉じる。回廊を有さず、尼坊等までを圍繞する構成は僧寺と同一である。中枢部区画の規模は東西約 89.1 m、南北約 118.8 m である。中門は僧寺と同じく 2 時期あり、中門基壇下から古期の塀柱穴が確認されたことで、当初は棟門で、後に基壇付きの八脚門へ建て替えられたことが判明した。

金堂の中央東方には棟門(柱間 3.6 m)が開き、伽藍地(寺域)区画溝に設けられた通路を経て東山道武蔵路へと接続する。中枢部区画内の金堂中央前面と尼坊南西・南東前面には、儀式空間を荘厳する各 4 本の幡もしくは幢の竿柱(いわゆる幢竿支柱)が並んでいる。

なお、尼寺伽藍地北方の伝鎌倉街道の切り通しに東面して、三方を土塁で囲んだ平坦地に礎石・古瓦が散布する範囲は古くより祥応寺跡と伝えられてきた。近年明らかになった本多良雄家文書によれば、江戸時代享保年間、国分寺村に大破して廃寺となっていた深川海福寺末寺の黒金山祥応寺を本多新田(現在の中央線国分寺駅北口付近一帯)に引寺したものであることが伺える。発掘調査の結果、礎石・古瓦の散布する範囲で特定の建物規模を確認することは出来なかったが、板碑や土師質土器が出土し、14・15 世紀代にかかる一堂形式の寺院であることが確認された。なお、その下層からは平安時代後期の竪穴住居の存在が確認されている。

(4) 付属諸院

政所院・太衆院

僧寺伽藍地内北東部、すなわち中枢部の東側、塔の北側地域では、大型で南北棟の掘立柱建物跡が並ぶ。これらは I 期から II 期へと長期間存続し、「納」・「東」の墨書土器が出土していることから、政所院・太衆院に想定される。ただし、他国の国分寺では、政所院は独立せず、太衆院の一部として機能していた事例が多い。

苑院・花園院

僧寺寺院地の南東隅地域は、寺院地南辺溝から北へ 1 町、同東辺溝から西へ 3 町ほどの範

圃は、小穴や小溝などが僅かに確認されるのみで、遺構分布が希薄な地域となっている。このことから、南向きの日当たりの良いこの付近一帯が、苑院・花園院に想定される。

東院

尼寺伽藍地南辺溝より出土した須恵器坏に、「東院」と書かれた墨書土器がある。その製品は9世紀中頃のもので、当該期に東院と呼ばれた施設が存在していたことが伺われる。出土位置より尼寺の付属施設と考えられ、掘立柱建物が数棟まとまっている尼寺伽藍地内の東側地域が想定されるが、実態は不明である。

中院

法隆寺所蔵の『大菩薩藏経卷十三』の奥書に、承和14(847)年の紀年銘とともに「武蔵国分寺中院僧最安」とあり、その存在が知られる。今のところ、中院の性格は全く不明であり、僧寺北方建物付近に想定する考えもある。

修理院

寺院地内西部地域では、9世紀前半～11世紀後半に至る掘立柱建物跡40棟、竪穴住居跡89軒等が発見されている。これらの遺構群は小溝で区画された中に整然と配置され、その中に鍛冶工房跡を含むことから宮繕関係施設の修理院に想定される。

(5) 東山道武蔵路

東山道武蔵路は、都と地方を結ぶ古代東山道の枝道(支路)の一つで、上野国から武蔵国府へと南下する幅約12mの直線道路である。『続日本紀』宝亀2(771)年十月巳卯条には、上野国邑楽郡から武蔵国に至る間に5つの駅が存在すると記載されているが、設置された駅家の詳細は不明である。この官道が国分寺市内を通過していたことが、近年の発掘調査によって明らかとなっている。その位置は、北は小平市上水本町地区より市内へ入り、東戸倉1丁目、東恋ヶ窪6・4・3丁目、西恋ヶ窪1丁目、泉町2丁目、西元町2丁目の各地区を縦貫し、南は府中市武蔵台地区へと抜け、市内での総延長は約3kmにも及ぶことが想定される。しかし、平成23年10月現在、西恋ヶ窪1丁目地区以南の約1.8km部分が埋蔵文化財包蔵地(国分寺市No.58遺跡)として周知されているに過ぎず、市域北側の様相は明確ではない。

遺存状況が良好であった泉町2丁目地区で調査された東山道武蔵路遺構は、凡そ次の4時期にわたる変遷が明らかにされている。

第1期

側溝で区画された道路幅約12mを測る。国分寺市では従来SF1と呼んできた直線道路である。道路側溝は、底面の高さが一定でなく、所々で掘り残されたように分断されており、細長い土坑が連結するような形状を呈する特徴的な溝である。

第2期

第1期の両側溝の覆土上面で検出された硬化面を指す。埋没途上の側溝を通路として利用したことで、2条の硬化面が形成されたと考えられている。

第3期

側溝で区画された道路幅約9mを測る。第1期の側溝と一部重複して検出された。

第4期

調査区北部で検出された、第1～3期路線から東へ逸れていく切り通し状の道路である。

各時期の掘削年代に関しては、第1期が所沢市東の上遺跡と側溝の特徴が一致することから7世紀後半と考えられる。また、第1期の東側溝は武蔵国分寺Ⅰb期の寺域を区画する溝として利用されており、東山道武蔵路と武蔵国分寺の密接な関連がうかがえる。

府中市内では、8世紀中葉の竪穴住居跡が第1期の側溝覆土を切り込んで構築される状況が確認されている。8世紀中葉を第1期の側溝の廃絶年代とすると、宝亀2(771)年の武蔵国の東海道への所属替えの時期に近い。ただし、側溝が廃絶した後も道路としての利用は続いたものと考えられる。

第3期以降の道路の年代を示す資料は少ないが、道路面や周辺から出土する遺物の様相から、少なくとも10世紀後半までは道路として利用されていたと考えられる。10世紀後半は武蔵国分寺Ⅲ期に相当し、武蔵国分寺の衰退とともに道路の利用も途絶えていったものと考えられる。

(6) 参道口

府中市栄町3丁目17番地に所在する。寺院運営上の諸施設を含む寺院地の外に、寺地と呼ぶ集落が展開する範囲があり、その南限を区切る施設として僧寺金堂跡から南に478m離れた位置で門跡が確認された。

門跡は3基確認され、いずれも共通した意図で一定期間に建て替えられている様子が判明している。その特徴は、①柱の太さが40～50cmほどで、柱間と柱径の割合が11分の1とほぼ一定していること、②柱は全て垂直に近く、内側に転んでいないこと、③東西の柱の上部は繋ぎ材で緊結されていたと思われること、④柱の上部が繋がっていたため柱の深さを調整し、東西同じ高さ、水平に合わせたことが想定されること、などがある。これらの特徴から復元される上部構造は、鳥居よりはむしろ、柱の上部を水平な冠木で貫いた冠木門のような形式の門の可能性が高いと思われる。

なお、門の直下には、武蔵国分寺僧寺推定中軸線上に延びる南北方向の道路跡(参道)が走り、幅2.2～3.0m、検出延長は28mを測る。また、門跡の南側では、武蔵国分尼寺方向に延びる斜行道路(幅2.4～3.0m、検出延長35m)とも合流し、進行方向の異なる2本の道路が交錯している。この道路はさらに南東方向へと伸び、武蔵国衙中軸から北上する道路と交わることが推定されている。このことから、武蔵国府と武蔵国分寺をダイレクトに繋ぐ道路網が存在したことが考えられ、ひいては綿密な都市計画のもとで道路・町割りが整備されている様相が判明した。

当該地区より出土した遺物は、門の柱穴から10世紀前半のもの、道路周辺からは11世紀代後半の遺物も確認されている。このことから、恐らく国分寺の七重塔が倒壊後、10世紀前半から11世紀初頭頃になって、本堂の修復供養などが営まれた際に門や参道が造られたことが想定されている。

5. 史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡の指定概要

武蔵国分寺跡は、大正8年5月、および翌年11月の東京府による実地踏査に基づき、その重要性から史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年法律第44号）第1条により、大正11年10月12日内務省告示第270号をもって「史蹟」に指定された。また翌年、史蹟名勝天然紀念物保存法第5条第1項により、内務省発理第4号をもって「史蹟武蔵国分寺址」の管理者に東京府北多摩郡国分寺村が指定された。

◎内務省發理第四號
東京府北多摩郡国分寺村
史蹟名勝天然紀念物保存法第五條第一項
ニ依リ左記史蹟ノ管理者ニ指定ス
大正十二年十二月十三日
内務大臣子爵 後藤 新平
記
史蹟武蔵国分寺址

大正 12 年官報告示

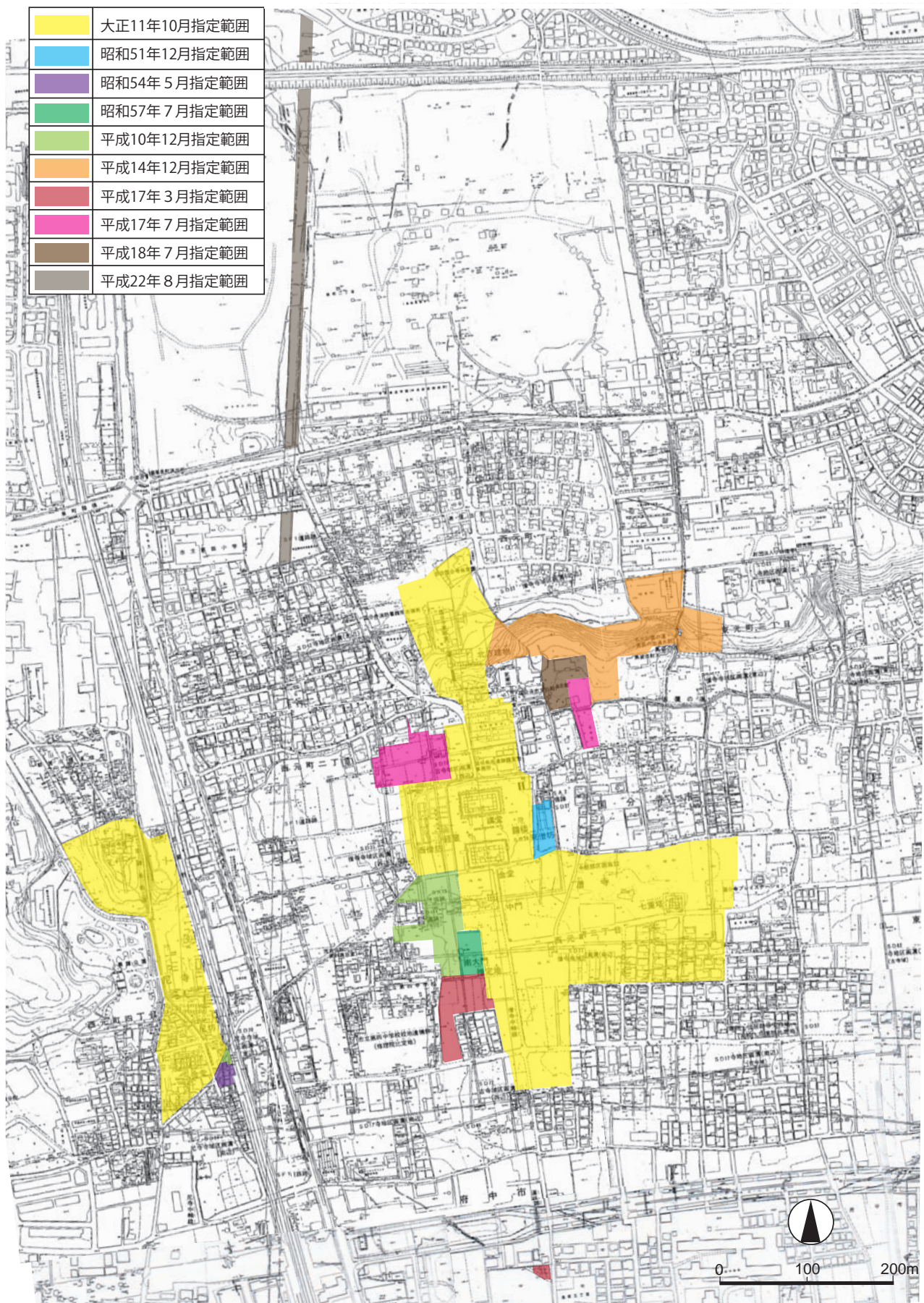
◎内務省告示第二百七十號
史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス
大正十一年十月十二日 内務大臣 水野 鍊太郎
第一類 史蹟
名称 武蔵国分寺址

大正 11 年官報告示

その後、本格的な発掘調査が行われるようになり、調査結果に基づき、次の通り追加指定が行われた。また、平成22年8月5日に東山道武蔵路跡が附で追加指定になるとともに、指定名称が「史跡武蔵国分寺跡附 東山道武蔵路跡」に変更となった。

<追加指定履歴>

| | |
|---------------------------------|----------------|
| 昭和 51 年 12 月 22 日追加指定（東僧坊） | 文部省告示第 171 号 |
| 昭和 54 年 5 月 14 日追加指定（尼寺南東部） | 文部省告示第 76 号 |
| 昭和 57 年 7 月 3 日追加指定（僧寺南門西側） | 文部省告示第 113 号 |
| 平成 10 年 12 月 25 日追加指定（僧寺中門西方） | 文部省告示第 185 号 |
| 平成 14 年 12 月 19 日追加指定（僧寺北東地域） | 文部科学省告示第 209 号 |
| 平成 17 年 3 月 2 日追加指定（僧寺南門西側・参道口） | 文部科学省告示第 28 号 |
| 平成 17 年 7 月 14 日追加指定（僧寺伽藍西方） | 文部科学省告示第 28 号 |
| 平成 18 年 7 月 28 日追加指定（国分寺崖線下地域） | 文部科学省告示第 174 号 |
| 平成 22 年 8 月 5 日追加指定（東山道武蔵路跡） | 文部科学省告示第 127 号 |



第3図 史跡指定経緯図

6. 指定地の公有化状況

史跡指定後、昭和 39 年に尼寺伽藍の中心域において無断で宅地分譲が行われたことを契機として、史跡の保存問題が具体的に考えられるようになってきた。都市化により史跡周辺が市街地となりつつある中で、指定地内にも開発の影響が出始めてきたことによって、社会的にも大きな問題となったことが背景にある。

そこで、昭和 40 年度からは国庫補助事業として公有化事業に着手しているが、昭和 50 年には文化財保護法の改正により、下記第 129 条（管理団体による買取りの補助）の規定が新設され、法律に根拠規定をもつこととなった。

「管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のために買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国はその買取りに要する経費の一部を補助することが出来る。」

公有化の方法として、これまでは土地所有者と調整しながら土地を買収する方針で対処してきている。この方法は、買収について土地所有者の要望を優先させるため問題が少なく、円滑に公有化が行われる利点がある反面、公有地が散在し重要な地区を集中的に公有化しがたい欠点がある。

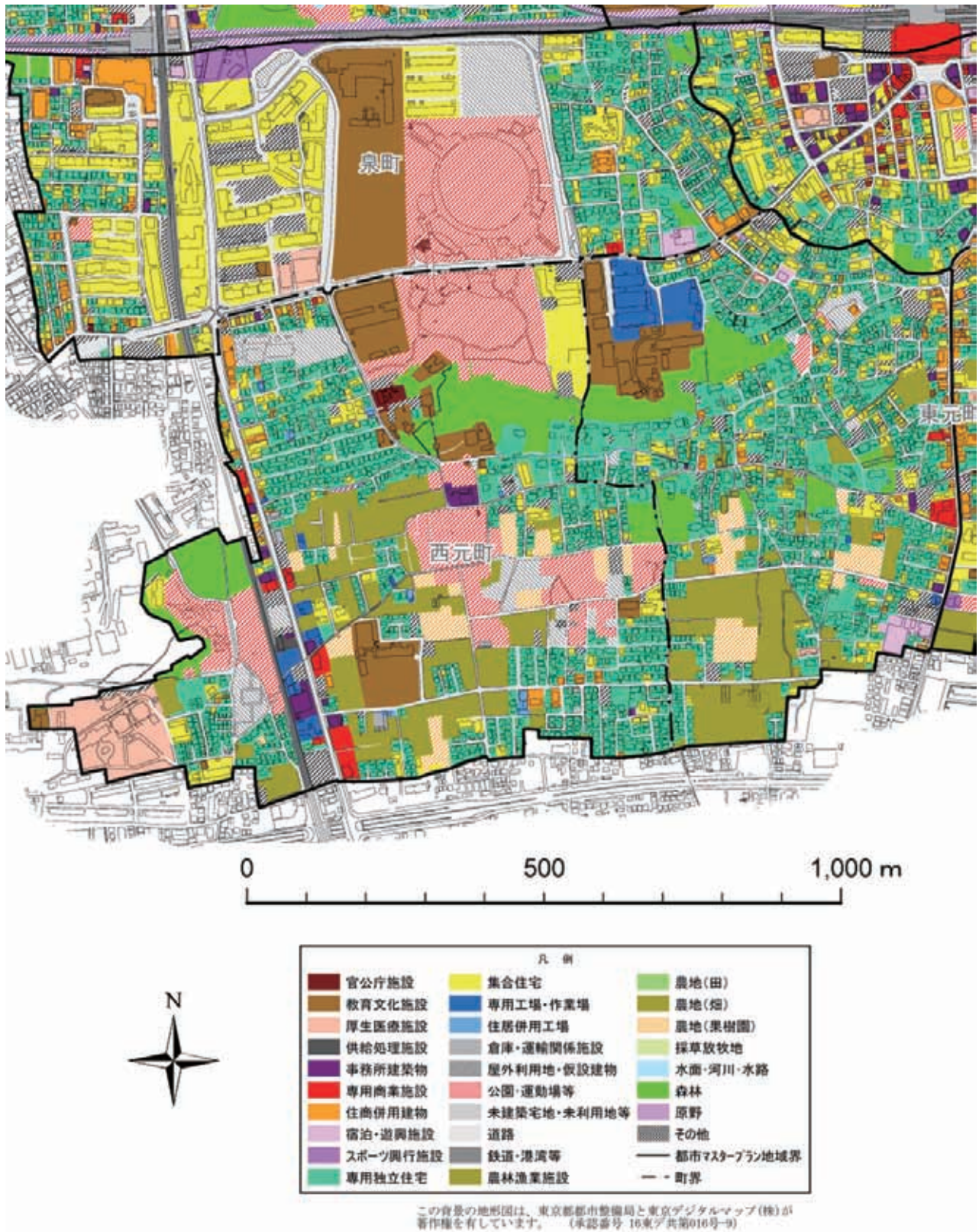
開発事業による史跡の破壊を防ぎ、保存を図るには、土地の積極的な公有化が最も効果的であるが、地価高騰により計画的な土地の買収は困難となっている。地権者の理解の元相続発生の際には優先的に対応するなどして公有地化を進めている（現在公有化率約 70%）が、伽藍中枢地区内など主要箇所にも未買収地が存在し、整備事業を実施する上で大きな課題となっている。強力な財政措置、土地所有者の理解と協力がなければ行政努力だけでは公有化が達成できない現状である。

これまでの公有化状況については、第 4 図のとおりである。なお、図示はしていないが、府中市参道口については都有地となっている。

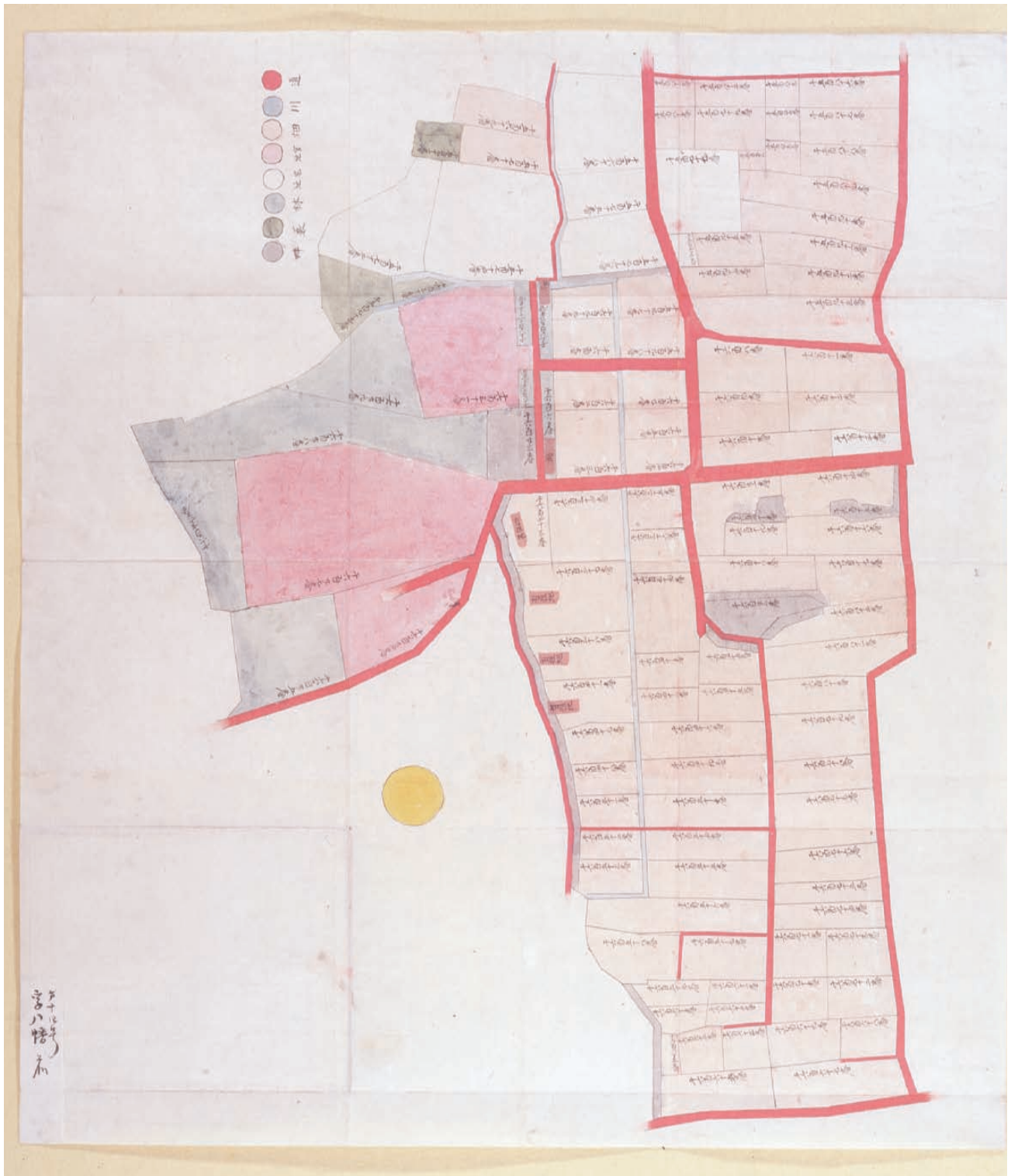


第 4 図 土地所有者状況図

平成 24 年 4 月現在



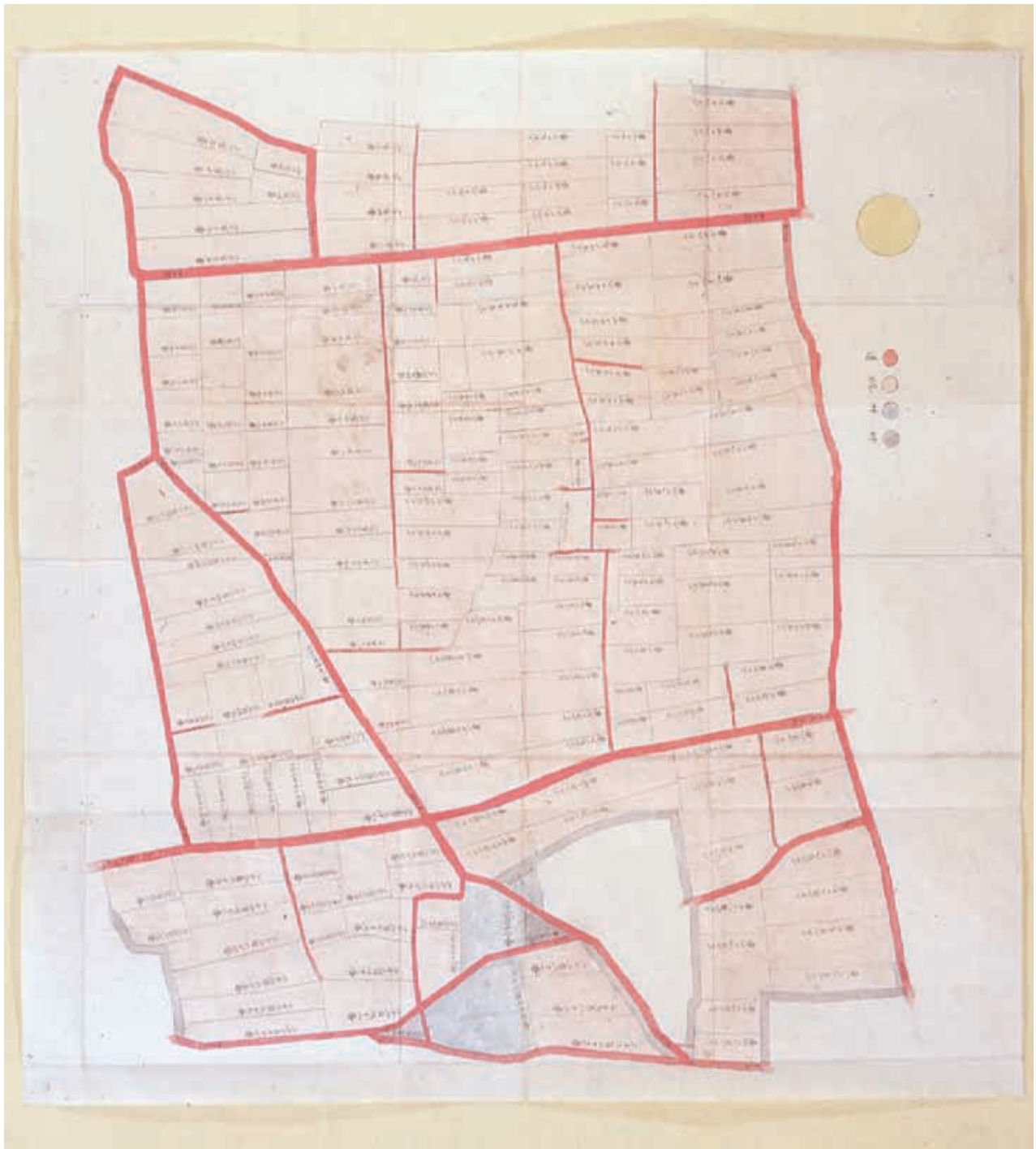
第5図 指定地周辺土地利用現況図 「引用：平成20年 東京都土地利用現況調査より」



第6図 国分寺村地籍図 明治7年（推定） 僧寺金堂・講堂付近
 （左が北）



第7図 国分寺村地籍図 明治7年(推定) 七重塔付近
(左が北)



第8図 国分寺村地籍図 明治7年(推定) 尼寺付近

(左が北)